

平成20年（ワ）第3188号

原告 竜心会総本部外112名

被告 日本プロフェッショナル野球組織外13名

準備書面（6）の要旨・まとめ

平成21年6月15日 提出

名古屋地方裁判所 民事第9部 御中

原告らの主張の要旨は、以下のとおりである（なお、本書面で触れていない従前の主張については、これを撤回するという趣旨ではない）。

第1 省略

第2 本件応援不許可及び本件販売拒否対象者指定の違法・無効

1 球場で野球観戦する権利、応援する権利、応援団方式の応援をする権利について

いずれも憲法第13条に基づく幸福追求権の一内容をなす人格権、少なくとも法律上保護された人格権的権利である。その権利性を基礎付ける事実は次のとおりである。

- (1) 日本プロ野球は「日本人の日々の生活にすっかり溶け込んで、かけがえのない文化」となっている（甲12）。
- (2) 特に野球ファンの青少年にとって日本プロ野球選手は憧れであり、夢である。人生の目標にすらなるほど深く人格に影響を与え得るものである。
- (3) 球場での野球観戦は、目の前で自らが応援する球団所属の選手の、まさにプロの技を堪能し、ファンが一体となって自らが応援する球団を応援して、球場全体で試合の動向に歓喜するなど、その臨場感、高揚感は、

テレビ放映等による楽しみ方の比ではなく、単に野球を楽しむこととは別の内実を持った独自の権利利益である。

- (4) 入場券を購入して野球観戦する者は、そのほとんどがまさに特定球団のファンとして入場するものであり、その球団を球場で応援することはその本質的、根源的な欲求である。
- (5) 応援団方式の応援は、野球がわが国にもたらされてしばらくの後に生まれ、これまで洗練され発展してきたもので、試合約款及び応援規程制定以前よりわが国において野球観戦における一つの文化を形成している。
- (6) 以上の事情を背景として組織される応援団を運営し、もしくはそれに参加する者にとって、応援団方式の応援をすることはかけがえのない自己表現あるいは自己実現の場となり、貴重な社会活動あるいは人格形成の場でもあり、生活の不可欠の一部を構成し生きがいとなっている。

2 日本プロ野球が公共性を有していることについて

日本プロ野球は、公共性を帯有する事業である。その公共性を基礎付ける事実は次のとおりである。

- (1) 日本プロ野球は、公益を目的とする社団法人である被告野球機構がその運営を統括し、被告野球機構の代表者、また被告野球組織のコミッショナーは、歴代、著名な公人が就任している。
- (2) 被告野球機構は「わが国における野球水準を高め、これを普及して国民生活の明朗化と文化的教養の向上をはかるとともに、野球を通してスポーツの発展に寄与し、日本の繁栄と国際親善に貢献すること」を目的として設立されており、被告野球機構を除くその余の被告らは、「わが国の野球を不朽の国技にし、野球が社会の文化的公共財となるよう努める」等と明記された野球協約を締結して活動しているなど、被告ら自ら公共性を標榜し、公共的たらんとしている。
- (3) 被告らは、スポーツにおける全国民的な関心事であるオリンピックやワールド・ベースボール・クラシックに全国民的期待を担う「日本代

表」選手やスタッフを輩出し、実質的にその運営主体となっている。

- (4) 上記(3)のことも含めて、日本プロ野球は、国民大衆のスポーツ面での最大の娯楽のうちの一つであり、青少年に夢を与え、その健全育成に資するものでもあって、まさに長い歴史と伝統を誇り、「人生に重なり、日本人の日々の生活にすっかり溶け込んで、かけがえのない文化」になっている(甲12)。
- (5) わが国において「プロ野球」と言えば、被告球団らないし被告野球機構が主催するプロ野球試合のことを意味するほど、プロ野球試合の主催・興行は被告球団らないし被告野球機構によりほぼ独占されており、プロ野球を楽しみたいとするファンは、被告らと野球観戦契約を締結するほかない。

3 試合約款及び応援規程について

制定目的は正当で、その規制内容には一定の合理性があり、実際、特に悪質暴力団関係者を球場から締め出した成果があったことは認めるが、文面上、次のような問題点も存する。

ア 応援規程第5条に定める特別応援の不許可事由(不適格事由)、試合約款第11条に定める販売拒否対象者指定事由は、広汎かつ抽象的に規定されており、いわば無過失連帯責任を認めて、自己に全く落ち度のないファンについても不利益処分を科すことが可能な規制構造となっているが、個人の尊厳の尊重を旨とする現憲法下では、許容できない事態が生じうる。

イ 特別応援不許可の理由の告知は不要としているが(応援規程第8条2項)、この点、告知聴聞の手続が整備されていないことも含めて手続的公正を害するものである。

ウ 特別応援不許可(応援規程第8条1項)及び販売拒否対象者指定(試合約款第11条3項)に対しては異議申立ができず、争うこともできないとされているが、これは司法的救済を拒否し、治外法権を創設し

ていることにほかならず、無効とすべきである。

4 試合約款及び応援規程の解釈運用のあり方

- (1) 日本プロ野球の公共性、球場での試合観戦、そこでの組織的な応援行為は個人の自由として法律上保護されるべきであること、応援団方式の応援は、試合約款及び応援規程制定以前から行われてきたことからすれば、被告らによる試合約款及び応援規程の運用は、手続的公正を維持し、恣意性を排除して、公平、公正、合理的であるべきであり、いやしくも日本プロ野球ファンである国民、市民を差別的取扱いその他不当な取扱いをすることは、許されてはならない。
- (2) 試合約款及び応援規程に定める特別応援不許可あるいは販売拒否対象者指定の根拠事由の認定等につき被告らに一定の自由裁量はあるものの、上記(1)で述べたとおりの合理性が要求され、その裁量権を逸脱して違法な処分がなされたかどうかは司法審査の対象となり、違法な処分を受けた者はその司法的救済がなされなければならない。
- (3) 試合約款第3条(4)号の「社会的に相当と認められない密接な関係を有する者」とは、その文言からも、条文構成からも「暴力団等又は暴力団員等と組織上又は業務上の関係を有し又は当該関係を有する団体に所属する者」（同条(3)号）や、「資金その他の便益を提供」する者（同(4)号前段）と同程度の事情が認められる者、すなわち暴力団の準構成員、いわゆるフロント企業、及び恒常的にその周辺にいる者と解されるべきで、後記8で述べる日本プロ野球が果たすべき社会的機能からしても、親族に暴力団関係者が存在するにすぎないとか、地域社会の中での顔見知り、多少のつきあいがある程度の者は、これに該当しないというべきである。
- (4) なお、公共性を帯有する事業での合理的な理由のない不利益処分を違法としたものとして、
 - ア 私人の経営する公衆銭湯への入場をマナー違反のおそれを理由に拒

否された外国人の損害賠償請求につき、公衆浴場という事業の公共性を指摘し、外国人に対する入浴拒否は、憲法14条1項等の趣旨に照らし、私人間においても撤廃されるべき人種差別にあたるというべきであるとして、外国人一律入浴拒否の方法によってなされた本件入浴拒否は、違法であるとした裁判例（札幌地裁平成14年11月11日判決）

イ 世界大学柔道選手権大会の日本代表選手選考会につき、その主催者である全日本柔道連盟と対立する連盟に加盟する大学の在生に出場を認めなかったことにつき、その参加資格については全日本柔道連盟の「公共性」に「反するような不合理な制限」をもうけてはならないとして、上記のような参加資格の制限（対立する連盟に加盟する原告らの参加資格を奪うこと）は、当該選考会的主催者に与えられた「裁量権を逸脱」した不合理な差別にあたるとして、当該参加資格の制限を違法であるとした裁判例（東京地裁昭和63年2月25日判決：判例時報1273号3ページ）

がある。

5 原告竜心連合に対する本件応援不許可の違法・無効

(1) 被告らが本件応援不許可を正当化するものとして主張している理由（被告ら準備書面4）

ア まず、次の事情を主張する。

① 原告竜心連合の総師である原告山田忠史は、昭和63年に応援団活動に関連した傷害事件で罰金刑に処せられている。

② 原告竜心連合の顧問であった者が、元暴力団員であり、被告中日のチケットをプレイガイドで大量取得するなど「利権」があった。

原告竜心連合は、上記人物の墓参りを行っているなど、同人物と「親和性」がある。

③ 原告山田忠史は、「反暴排協」を目的としたNPO法人プロ野球応援協会を設立しようとした中心人物の一人であった。

④ 原告竜心連合が、平成15年に某応援団（排除団体）に土産代や同
会会員の結婚電報代を支出し、平成17年に某応援団宴会代等を支出
するなど後に排除される応援団と交流があった。

イ そのうえで、

- ① 原告山田忠史は、上記の元暴力団員と親和性を持つ人物であり、
反暴排協の中心人物として活発に活動しているうえ、原告竜心連合
「そのものも、悪質応援団と親和性を有している」として、
- ② 応援規程第5条各号のいずれに該当するかということを示さずして
抽象的に「悪質応援団排除の制度趣旨に照らし・・・許可団体とし
て相応しくないことは明らかである」と主張する（同上準備書面4
頁10行目以下）。

(2) 被告らが主張する理由は、本件応援不許可を正当化する根拠足り得な
いこと

上記ア①ないし④の事情は、いずれも、過去に原告竜心連合になされ
た特別応援許可の際（試合約款は平成17年7月19日に発効し、平成
18年シーズン及び平成19年シーズンにおいて原告竜心連合は被告ら
から特別応援許可を受けた）には問題とされて来なかった事情を本件訴
訟のために後付けに理由としたとしか思えないもので、事実誤認もしく
は曲解に基づくものもあり、問題とされるほどのものではない。

ア 上記(1)ア①は、被告らにおいて既知の事実であったところ、その処
罰時期からして、これまで全く不問とされて特別応援許可がなされてい
るし、実質的にも本件応援不許可とする理由足り得ない。

イ 上記(1)ア②は、同訴外人が元暴力団員であることは認めるが、チケ
ットに関わる利権についてはそもそもその存在を知らないし、その利権
を引き継いだということはありません（中日私設応援団連合は原告山田
忠史が中心となって平成17年シーズンからの外野席指定席化に伴って
IDカードを導入してチケットの横流し、ダフ屋行為防止策を講じ、そ
れを実施してきていることを想起すべきである。）。上記人物の墓参り

は認めるが、関係者への墓参りは一般的に行っているものであり、なにも当該人物だけ特別扱いしているものではない。

ウ 上記(1)ア③は、原告山田が当該NPO設立に関わったことは認めるが当該NPOは「反暴排協」を目的とするものではない。また、原告山田忠史は、平成16年3月までには被告中日の助言により直ちにその活動を停止している。そもそもこの事情は、もともと被告らに既知のことであり、これまで特別応援許可がなされてきたことからしても今更このことを理由として挙げることは自体不可解である。

エ 上記(1)ア④は、その事実は認めるが、各球団の私設応援団間の一般的な交流の一環にすぎず、より親密な交流をしている他の許可団体もあるなど、なにも原告竜心連合に特有の事情ではない。

オ 上記(1)イ①は、ここでアからエで検討してきたとおり明白な事実誤認である。原告山田忠史が他の許可団体も加入する全国中日私設応援団連合を取りまとめて、チケット管理システムを構築・運用し、率先して暴力団排除運動を率先してきたことは明らかであり（甲15等）、暴力団等と「親和性」があると断ずるのは、次に述べるとおり、まさに原告山田忠史に対する偏見に基づく恣意的判断にほかならない。

カ 上記(1)イ②を補足すれば、被告らは、応援規程に定めた不適合事由該当性を示すことができず、今となっては被告らが主張する自由裁量論をもって「相応しくない」と説明することしかできていない。

(3) 原告竜心連合に対する関係においては、原告山田忠史に対する偏見に基づく恣意的判断がなされており、不当であること

少なくとも原告竜心連合に対する本件応援不許可は、なんら合理的な理由もない。被告中日もその代表者が最終段階まで特別応援許可相当の意見を維持し、「これは中世の魔女狩りです」「恣意的な処分が下されるかも知れない」と述べるなど、中央協議会の恣意的判断に基づいてなされたことは明らかである。その経緯は、原告ら準備書面(3)「第7恣意的な判断がなされた実情」(10頁10行目から同準備書面末行ま

で) のとおりである。

(4) 過去の事例との比較

被告らによる特別応援不許可、販売拒否対象者指定（排除）の過去の事例の実情は原告ら準備書面（５）記載のとおりであるが、仮に、被告らが原告竜心連合への本件応援不許可の根拠として挙げた事実が存在するとしても、また、その評価が被告らの主張のとおり正当であるとしても、これら事実のみで、直近１年ほどの間に何ら具体的不祥事もなく、また逮捕者が出てなんら処分がなされていない事例もあるところで、何故に原告竜心連合につき本件応援不許可がなされたのか、全く不明と言わざるを得ない。

- (5) よって、原告竜心連合について、本件応援不許可を正当化する事情はなんら見出すことはできず不当な差別的取扱であって、原告竜心連合に対する本件応援不許可は明らかに違法というほかない。

6 白龍會所属原告らに対する本件販売拒否対象者指定の違法・無効

- (1) 被告らが本件販売拒否対象者指定を正当化するものとして主張している理由（被告ら準備書面４）

ア まず、被告らは次の事情を主張する。

- ① 原告名古屋白龍會代表である原告森下利文は、某政治団体に属して政治活動をしている。同団体は、暴力団関係者が役職に就いていたことのある某会議の傘下団体である。また、原告森下が所属する当該某政治団体は、過去、関係者が傷害事件等の被疑事実で逮捕されたりしたことがあった。
- ② 原告森下自身は、平成８年に集団暴走に加わり、平成９年に脅迫罪、平成１４年に暴行罪を犯して、それぞれ罰金刑に処せられている。後２者の犯罪は暴力団関係者との共犯であった。
- ③ 原告名古屋白龍會の団員であった者が、平成１６年３月に暴力団員だと報道され、傷害罪で逮捕されて罰金刑に処せられている。

④ 本件応援許可申請書に構成員中に犯罪歴を有する者がいるかどうか問う欄があるが、そこに該当者なしとの趣旨の回答をした。

イ そのうえで、

① 原告森下利文につき、暴力団と関係が深く、暴力団絡みの犯罪歴を複数有していることから「暴力団に類する反社会的団体に所属する者」（試合約款第3条(1)号）、「暴力団員等と組織上の関係を有する団体に所属する者」（同(3)号）、「暴力団員等と社会的に相当と認められない密接な関係を有する者」（同(4)号）に該当する。

② 上記の平成16年3月に暴力団員だと報道され、傷害罪で逮捕された者は、試合約款第3条(1)号に該当する。しからずとも同条(4)号に該当する。

として、明確に主張はされていないが、両名に対しては、試合約款第3条に基づき入場券の販売拒否ができるとするようである。

③ その余の原告名古屋白龍會に所属する者に対する本件販売拒否対象指定については、上記ア④の事情を応援規程第2条5項、同第12条に基づき試合約款違反であるとし、それを試合約款第11条1項「その他本約款に違反した場合」という文言に当てはめ、まずその不記載をした原告名古屋白龍會の代表者である原告森下利文を同条項に基づいて販売拒否対象者指定をし、それを受けてその態様が悪質であるとして、同条2項に基づいてその余の原告名古屋白龍會に所属する者に対する本件販売拒否対象指定をしたとする（同上準備書面6頁下から4行目から7頁17行目まで）。

(2) 被告らが主張する理由は、本件販売拒否対象者指定を正当化する根拠足り得ないこと

ア 上記(1)ア①は概ね認めるが、原告森下利文が愛知県本部長を務める某政治団体愛知県本部は、暴力団とは無関係な純粋な政治団体である。また同団体は平成20年2月に解散している。同②は認める。同③は当該人物が当時暴力団員であったことを否認するほかは認める。同④は認

める。

イ 上記(1)イ①について、当該各条項該当性は争う。

ア) 当該各条項該当性については、前記4(4)で述べたとおり、暴力団の準構成員、いわゆるフロント企業、及び恒常的にその周辺にいる者と解されるべきで、親族に暴力団関係者が存在するにすぎないとか、地域社会の中での顔見知りで、多少のつきあいがある程度の者は、これに該当しないというべきである。

イ) 当該各条項該当性は、過去の経過も考慮されうるものの、あくまで特別応援許可申請時での評価で判断されるものである。

ウ) 原告森下利文は、平成16年2月に原告名古屋白龍會を創設したが以後、模範的な応援団活動をしており、一般会員の保護者をはじめ周囲からも信頼を集めている。原告森下利文はもちろん、白龍會所属原告ら、また原告名古屋白龍會は、少なくともこの間なんらの不祥事を起こしてはいない。

エ) 上記ア)ないしウ)からして、また、被告らが当該各条項該当性と同義としていると思われる「反社会的勢力」との認定については、被告ら提出の証拠によっても「暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である」とされていることからすれば(乙32の2)、原告森下利文は、当該各条項に該当しないことは明らかである。

オ) そもそも、過去の犯罪歴のみを取り上げ、その更生の可能性を無視しいつまでもそのレッテルを貼り続けるのは、一般社会においても極めて不当であるし、青少年に夢を与え、その健全育成を資すべき日本プロ野球がなすべきことではない。

ウ 上記(1)イ②は、上記(2)イと同様の理由により、争う。

仮に、訴外〇〇が試合約款第3条(1)号あるいは(4)号に該当するとき

れたとしても、その事情は、原告森下利文はじめ原告名古屋白龍會関係者は認識しえなかったものである。

エ 上記(1)イ③は、全く理由にならない。

ア) 前記3(2)アで述べたとおり、試合約款第11条1項に基づいて販売拒否対象者指定できるのは、実際試合を観戦している、所定の違反行為をした「観客」であり、試合観戦とは無関係な特別応援許可申請時の事情に基づいてでは、同指定はできない。

この点被告らは、自ら定めた行為規範たる試合約款の解釈適用を誤っている。原告森下利文及び訴外〇〇以外の白龍會所属原告らに対する本件販売拒否対象者指定は、被告らの主張によっても試合約款上の根拠を有せず、この点からも無効である。

イ) そもそも当該不記載は、愛知地区協議会の指導であるから、被告らはその不記載を原告らに不利益に扱うことはできない。少なくともそれを「悪質」とは評価できない。

ウ) また、所属する応援団の特別応援許可申請時の不利益事項の不記載は、組織ぐるみで行っているわけではなく（本件では逆に愛知地区協議会からの指件販売拒否対象者指定は、まさに無過失連帯責任を認めたものであり導であった）、その事務に関わらない者に法的な責任があるとは思えない。本、販売拒否対象者指定が球場からの締め出しといういわば野球ファンにとって最も重い処分であることからして、極めて不当である。

(3) 過去の事例との比較

前述のとおり過去の事例は、原告ら準備書面(5)記載のとおりであるが、過去の販売拒否対象者指定は、いずれも、応援団員が、直近1年ほどの間に犯罪を行ったという嫌疑を受けて捜査機関により逮捕された場合に初めてなされてきたところ、本件販売拒否対象者指定は、原告名古屋白龍會の構成員らが直近1年ほどの間に犯罪を行ったとか捜査機関により逮捕されたという事情もないのになされた。被告らが本件販売拒

否対象者指定の根拠として挙げた事実が存在し、被告らの評価が正当であるとしても、これら事実のみで、直近1年ほどの間に何ら具体的不祥事もなく、また逮捕者が出てもなんら処分がなされていない事例もある中でなされた本件販売拒否対象者指定は、過去の販売拒否対象者指定事例との対比、過去の応援不許可事例との対比、過去・現在の不処分事例との対比に照らし、処分内容が著しく均衡を失っており、平等原則や比例原則に明らかに反すると言ふべきである。

(4) よって、本件販売拒否対象者指定は違法というほかない。

7 原告名古屋白龍會に対する本件特別応援不許可の違法・無効

(1) 被告らは、原告名古屋白龍會に対する本件応援不許可の理由について特に言及していない。善解するに、本件販売拒否対象者指定で主張している理由がそのまま本件応援不許可の理由であると主張しているものと思われる。

(2) そうであるならば、前記6で述べたとおりその理由には根拠がない。

(3) 過去の事例との比較においても、仮に、被告らの主張する理由に根拠があるとしても、原告名古屋白龍會に対する本件応援不許可は、過去の応援不許可事例との対比、過去・現在の不処分事例との対比に照らし、処分内容が著しく均衡を失っており、平等原則や比例原則に明らかに反すると言ふべきである。

(4) よって、原告名古屋白龍會に対する本件応援不許可は違法というほかない。

8 この項の最後に

(1) 日本プロ野球各球団私設応援団の構成員は、老若男女、その生い立ち、経歴、職業、社会的地位、また思想、信条、様々である。応援団活動は、応援するプロ野球球団が同一であること、ファンとして一緒になって応援するという一点だけで集まり、かけがえのない自己表現あるいは自己

実現であり、生活の不可欠の一部を構成し生きがいとなっている応援団活動を通して、社会のある場面では利害が対立するような多様性を持つ人同士が共感しあう場でもあり、まさに貴重な人格形成の場ともなっている。

日本プロ野球は、このような貴重な場を提供して公共的な機能を果たしており、また果たすことが期待されているのである。被告野球機構が「国民生活の明朗化と文化的教養の向上をはかる」ことを、被告野球組織が「野球が社会の文化的公共財となるよう努める」ことを目的に活動しているのは、この文脈で理解される場所である。

- (2) 一方、暴力団等排除について言えば、その目的は正当であり、暴力団排除宣言、試合約款及び応援規程の制定、運用により悪質応援団の排除という成果があったことは、繰り返し述べているとおり、原告らもこれを評価するものである。

暴力団等排除活動については、暴力団がボーダレス化して、社会に巣くう暴力団等を排除することには困難が伴うが、かといって、「魔女狩り」のごとく抽象的に行為者の属性のみに着目して判断し、一定の社会関係から排除していくことは、極めて危険であり、重大な人権侵害を招きかねないものである。

被告ら提出の乙32の2で述べられているとおり、行為者の属性も判断要素としつつ、その者がなした「行為」自体も考慮して、いわゆる反社会的勢力といえるかどうか、「暴力団員等と社会的に相当と認められない密接な関係」（試合約款第3条(4)号）があるかどうかを慎重に認定していくべきである。

この観点を忘れ、抽象的に反社会的勢力とか、暴力団員等と「親和性」があるとして、暴力団等排除活動を展開することは、目的は正当であっても社会からの信頼を失い、かえって暴力団等排除運動を阻害しかねない。

第3 被告らの独禁法違反行為と原告らの著しい損害
訴状の61頁～71頁にて述べた主張とほぼ同旨。

以上